

東久留米市公式フェイスブック運用方針

平成 27 年 3 月 25 日

フェイスブックを通じた情報発信にあたり、利用者に誤解や混乱を生まないよう、東久留米市が運営する公式フェイスブックの運用方針を以下のとおり定めます。なお、運用にあたっては、経済産業省、内閣官房、総務省共同発表の「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」に基づきます。

1. 目的

この運用方針は、市公式フェイスブックの運用に関する事項を定めることを目的とします。

2. 基本方針

市では、市の取り組みやイベントなどの行政情報のほか、緊急時の迅速な情報提供に活用するため、市公式 Facebook アカウントを取得し、情報発信を行います。

3. 公式フェイスブック

表示名 東京都東久留米市

公式フェイスブックページ URL <https://www.facebook.com/higashikurumecity>

4. 公式フェイスブック運営者・投稿者

運営者 秘書広報課

投稿者 秘書広報課職員

5. 運用方法

(1) 発信内容

ア 市ホームページに掲載したコンテンツの表題や概要、リンクの情報等

イ 秘書広報課から何らかの手段で市民等に情報提供したもの

ウ その他秘書広報課長が適当と認めるもの

(2) 発信時間

原則として勤務時間内（平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）に、投稿者が必要に応じて不定期に投稿します。なお、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合があります。

(3) 発信する上での留意点

ア 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）をはじめとする関係法令および市職員の服務や情報の取扱いに関する規程等を厳守します。

イ 市民等に誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報発信に努めます。

ウ 信頼性が確保できない情報や、重要施策の意思形成過程の情報は発信しません。

(4) 他のフェイスブックページ及びアカウントへのコメント等

公式フェイスブックページでは情報発信のみを行うものとし、他のフェイスブックページ及びアカウントに対しコメントやコメントに対する回答は原則として行わないものとします。ただし、行政機関、公共的機関等については、市民の利便に供する情報と判断した場合は必要に応じて行うこともあります。

(5) 成りすましへの対応

秘書広報課は、市の公式フェイスブックページのアカウント情報を市ホームページに掲載し、成りすましでないことを明示します。また、成りすましを発見した場合は、市ホームページにおいて情報を発信し、成りすまし等が存在することへの注意喚起を行います。

6. 免責事項

- (1) 市は、公式フェイスブックの掲載情報を用いて行う一切の行為について、一切の責任を負いません。
- (2) 市は、この運用方針を予告なく変更する場合があります。

7. 投稿手順

(1) 秘書広報課が投稿する場合

- ア 秘書広報課は、投稿する文章を作成し、秘書広報課長の確認を得て市の公式フェイスブックページで投稿する。
- イ 投稿後、秘書広報課は事務用のパソコン等で投稿内容の確認をし、修正や追加がある場合は、即時に対応を行う。

(2) 所管課からの依頼で投稿する場合

- ア 所管課は、投稿する文章を作成し、秘書広報課に提出する。
- イ 秘書広報課は、文章の内容を確認し、市の公式フェイスブックページで投稿する。
- ウ 投稿後、所管課は事務用パソコン等で投稿内容の確認をする。修正や追加がある場合は、即時に秘書広報課へ連絡する。

8. 意思決定

情報発信については、原則として、所属長の決定を必要とする。ただし、所管課依頼の場合で、次に掲げるものはフェイスブックの特性や情報発信の即時性を考慮し、秘書広報課と協議して情報発信できるものとする。

- ア 既に市の公式フェイスブックページで周知されている事項について、再度発信する場合
- イ イベント等の状況・結果等について情報発信する場合
- ウ その他、緊急に周知を図る必要がある情報で、所管課長の決定までに時間的余裕がない場合

附 則

この方針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。